

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月14日 13時50分ごろ
発生場所	滋賀県大津市和邇漁港東方沖（琵琶湖南部） 今宿四等三角点から真方位008° 1,030m付近 （概位 北緯35°09.9′ 東経135°56.3′）
事故の概要	プレジャーボート気楽丸は、漂流中、また、水上オートバイIROHAは、浮体をえい航中、気楽丸と浮体とが接触し、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 気楽丸、2.4トン 253-29864 滋賀、株式会社 umbrella B 水上オートバイ IROHA、0.1トン 253-33690 滋賀、坪山商事株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人6人を乗せ、和邇漁港東方沖で漂流中、トーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）と接触した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件浮体に搭乗者3人を乗せ、長さ約20mのえい航索を使用して微速力（スロットルレバーを握らない状態）で本件浮体をえい航していた。 B船は、A船の右舷方を通過した後、風波によって圧流されていた本件浮体がA船に接触した。 本件浮体の搭乗者1人は、頭部に裂創を負った。
分析	A船は、漂流中、本件浮体が接触したものと考えられる。 B船は、本件浮体をえい航中、漂流中のA船の至近を通過したことから、風波によって圧流されていた本件浮体がA船に接触し、搭乗者1人が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、本件浮体をえい航中、漂流中のA船の至近を通過したため、風波によって圧流されていた本件浮体がA船に接触した

	ことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・浮体をえい航する際は、浮体の動きに注意を払い、周囲の障害物から十分な距離をとること。